

# チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第 27 回 2014 年 10 月

## 経済協力開発機構(OECD)が BEPS の第一次提言を発表

### 本アラートの分析対象法規:

- OECD、2013 年 7 月 19 日公表、「税源侵食と利益移転 (BEPS)に関する行動計画」
- OECD、2014 年 9 月 16 日公表、「デジタル経済の税務上の課題の分析」
- OECD、2014 年 9 月 16 日公表、「ハイブリッド・ミスマッチ取決めの効果の無効化」
- OECD、2014 年 9 月 16 日公表、「透明性と実質性を考慮した有害な税制上の慣行への対応」
- OECD、2014 年 9 月 16 日公表「租税条約の濫用防止」
- OECD、2014 年 9 月 16 日公表、「無形資産の移転価格ルールの策定」

### 背景

経済協力開発機構(OECD)は、2014年9月16日付けで「税源侵食と利益移転 (BEPS: Base Erosion and Profit Shifting) 行動計画」に関する待望の第一次提言(2014年成果物)を発表した。この BEPS 成果物とは、国際的な租税体系を完備させて、公平な国際租税のルールを確立し、各国の税務管轄区域における課税の実態と価値創出活動や実質的な経済活動の所在地との整合性を確保することを目的とするものである。これは本年、9月20日～21日に開催された20か国財務大臣・中央銀行総裁会議(豪州・ケアンズ)に諮られ、税制面で、全面的に支持と合意を得て決議された行動計画案であり、今回発表された提言は、2013年度に発表された行動計画15項目より、具体的に下記の7項目である。

- (行動計画 1) 電子商取引課税
- (行動計画 2) ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメント
- (行動計画 5) 有害な税制上の慣行への対抗
- (行動計画 6) 租税条約の濫用の防止
- (行動計画 8) 無形資産の移転価格ルール
- (行動計画 13) 移転価格文書と国別報告書のガイダンス
- (行動計画 15) 多国間協定の実行可能性

中国の税務機関は現在、中国国内で活動する多国籍企業に対して、この OECDが提言する移転価格と国別報告書の行動計画に関する成果物を根拠として、今後、多国籍企業に対し、中国内の事業活動ならびに経営資産に関して整合性を向上させることを理由として、税務調査を執行し、中国国内における課税所得の確保を目的にその事業利益の国内帰属を求めてくると思われる。さらには、中国税務機関はこの成果物を取り込んで、受益者に対しても具体的に集中した税務審査を執行してくると予測される。なぜなら、中国税務機関にとっては、税源確保を担う立場として税収の監督管理業務と一致しているからである。さらにまた、受益者の認定に際して通達 601 号文を適用して、国内における租税回避防止(条約の条項により関連法規の運用を確保)の規定を併用して、条約の濫用行為についても監視を強化してくるとと思われる。BEPS成果物はまだ未完の段階である

## 本アラートの分析対象法規:

- OECDが2014年9月16日に公表した「移転価格の文書化および国別報告書に係るガイドダンス」
- OECDが2014年9月16日公表した「多国間協定の開発」
- OECDによる「多国籍企業および税務当局のための移転価格ディスカッションドラフト」(2010年版)、別冊として2013年6月30日に公表したOECD移転価格ガイドライン第6章無形資産項目の討議草案改定版
- 2008年に施行された「特別納税調整実施弁法」(2号文)
- 江蘇省国家税務総局が2014年4月29日に公布した「2014年—2015年度国際税務遵守管理計画(「江蘇計画」)
- 国連の国際租税協力専門家委員会が2013年6月に公布した「発展途上国のための移転価格マニュアル」(「国連移転価格マニュアル」)第10.3章「中国実践編」
- 国家税務総局が2014年4月に国連の作業部会に提出した「移転価格に関する意見書」
- 国家税務総局(SAT)、2014年7月公告、2014年9月1日施行「居住者企業による国外投資と所得情報の報告に関する公告」、「2014」38号(以下「38号公告」)
- 国家税務総局弁公庁、2014年7月29日公布、「多額のサービス料、ロイヤリティーの対外支払いに関する租税回避防止調査に関する通達」、国家税務総局弁公庁発「2014」146号(以下「146号通達」)

が、中国に進出を図る多国籍企業にとっては、自社の税務に関する適切な健康診断を直ちに行って、潜在的な弱点を識別して積極的に改善措置を取られることを提案する。

## 2014年 BEPS 成果物

KPMG は、BEPS 行動計画の背景と内容に関する詳細を第18号「[チャイナタックスアラート](#)(2013年8月)」に掲載しており、また2014年 BEPS 成果物の具体的内容は第22号「[Hong-Kong Tax Alert](#)(2014年9月)」に掲載している。今回は中国税務の視点から BEPS の第一次提言の要点を下記に取りまとめた。

### ● 行動計画 1: 電子商取引課税

税務の規定と租税条約の改正に関しては、明確な合意は得られていないが、他の行動計画に従って電子商取引をめぐる諸問題を解決することの合意は形成されている。恒久的施設(PE)の認定に関しては、2015年に完成予定となる行動計画7より、租税条約の概念を検討・改定して、準備的・補助的活動に関する恒久的施設(PE)の適用除外(在庫管理に関する例外条項を含む)は、主力事業については利用不可とすべきであると改めて主張していることから、国外の販売拠点で締結されたことを根拠とする恒久的施設の認定を回避するタックスプランニングの取扱は影響を受けるだろう。

### ● 行動計画 2: ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメント

ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメント(税制のミスマッチを利用したハイブリッド事業体・商品の二重非課税など)の効果を無効化するような税法や条約モデルの規定を新たに策定して、国際的に法人税課税に一貫性を持たせるものである。(i)ハイブリッド譲渡に対しては外国税額控除の制限を採用する、(ii)CFCルール(外国子会社合算課税)の改正によりハイブリッド支配企業の所得を含むようにする、(iii)「中間国」ハイブリッド事業体に対する報告要求よりCFCルールの運用を確保する、(iv)支払者国で支払配当の損金算入を受ける場合には関連する配当は益金参加免除の運用を否認する、(v)リバースハイブリッド事業体の税務上の取扱の透明度を制限する規定を策定するなどである。またこれらの外に、改訂されるものは(a)自発的情報交換、損金不算入や強制的な所得額算定に基づくハイブリッド商品または事業体の税務上の処理方法と取引相手が存在する税管轄区域の税務処理結果、(b)居住事業体の双方に対する二重課税の解決に関する租税条約を改正し国内法におけるアンチハイブリッド規定の実施を促すことが含まれている。なお、税務機関は2015年には関連規則をさらに改定する予定である。

### ● 行動計画 5: 有害な税制上の慣行への対応

この報告は、知的財産に係る所得に対する優遇税制が適用される条件として税制の管轄区域内において実質的な活動を行うだけの場合の要求について述べている。知的財産の開発費は実質的な活動の代替的指標とすることが可能となる。費用の一部のみが適用対象に算入されるため、納税者は実質的な研究開発の活動による所得金額に対する租税条約の恩典利用が制限されている。そのため、税務機関は、まもなくこの「実質的活動」要件を前提にしてOECDの加盟国および非加盟国の優遇税制を審査して相応な改定を行い、その他(非知的財産)の優遇税制(シェアードサービスまたはファイナンスカンパニーなど)についても見直すことになる。税務機関は、2014年10月28日より専用システムを活用して事前税務裁定(ATR)および事前確認制度(APA)の優遇や特定の納税者に適用する優遇措置についても検討を行う。

### ● 行動計画 6: 租税条約の濫用の防止

国際基準上の特典を本来意図されていた形に戻し、租税条約の乱用を防止するよう、課税および関連する実態を見直す。一般的には、条約の濫用防止の規定について下記のとおり提言している。(i)租税条約が二重に非課税として用いられる意図ではないことを条約に盛り込む、(ii)納税者の主観的な税務上の意図を諮り分析するための「主要目的」という検証基準を導入する、(iii)米国の租税条約の包括的な特典制限条項(LOB: Limitation on Benefits)などを参考することを推奨している。また、税務機関は、持分の譲渡による配当金に対しても、源泉税の徴収減免を悪用する、いわゆるトリートリー・ショッピング(treaty shopping)と、多くの土地資産を含んでいる持分を処分する際に生じる資本収益税の租税回避への対処策として、租税条約の濫用防止のための条項を提案している。

### ● 行動計画 8: 無形資産の移転価格ルール

無形資産の主要分野における移転価格上の問題に対処するため、移転価格の結果と価

## 本アラートの分析対象法規:

- 国家税務総局 (SAT)、2009年10月27日公布、租税条約にある「受益者」をいかに理解し、また認定するかに関する通知、国税函「2009」601号 (以下「601号文」)

値創造を整合させる。OECD移転価格ガイドライン1章「独立企業間原則」、2章「移転価格算定方法」、6章「無形資産に対する特別の配慮」の各章は2010年からすでに改訂作業が開始されており、さらに2015年 BEPS成果物に基づく価値創出との整合性から、リスクと資本、ハイリスク取引などの検討によって移転価格取引と密接に関係することから見直しが行われる。また、取引時において評価が困難な無形資産の取扱では、移転価格原則および特別措置を適用させることが検討される。さらにまた、第1、第2章のロケーションセービング、集合労働力、多国籍企業のグループシナジー、購買力の伸張や消費者の嗜好など市場固有の特徴についても、移転価格分析に際して合理的な比較可能性の要素を見直す。第6章の無形資産の法的所有の決定は、多国籍企業グループの事業体に帰属すべき利益としてその配分が十分に検討されていないことから下記の見直しが検討される。(i)無形資産の開発・保護を行う場合の当事者の権利、(ii)無形資産の開発、改良・維持・保護・利用、(iii)多国籍企業グループのメンバー企業が果たす機能と負担するリスクの統制。

また、従来よりグループ内の他の事業体の知的財産に関して、その残余利益が無形資産の開発に資金提供を行った各事業体ごとに配分されていたが、今回の見直しでは、出資者に対し出資リスクを基に整合した予測利益を確保すると共に、無形資産を使用・利用するグループ内の事業体にも配分することで、将来に無形資産の法的な所有者が事業活動において使用する資産、負担するリスクに基づくリターンが得られる場合、その所有権に対しリターンの範囲を超えた不合理な利益を得ることがないように明確化させることになる。また、評価が極めて不透明な無形資産の取引が行われた場合、管轄する税務機関が事後となる実績判定を行わず、関連した要求事項を明確化して、利益配分の方法に関する別途の措置を検討する。無形資産の譲渡に関する取引は、課税の執行に際して多くの特徴が見直されており、無形資産の譲渡を隠蔽する事態を防止するため無形資産に対する広義の定義付けが検討される。

### ● 行動計画 13: 移転価格文書と国別報告書のガイダンス

移転価格関連の文書化を改善すること、国別報告のひな型(テンプレート)を定めることで、税務行政の透明性を改善して納税者側にとっての確実性および予測可能性を高める。移転価格文書化に関する基準の改訂、マスターファイルおよびローカルファイルなど報告書の雛形の保管が求められている。マスターファイルにおいては法的所有の構成、サプライチェーン、過年度の取引に関する資料、資金融資、知的財産の取決め、納税の状況など多国籍企業の経営状態の詳しい情報の記録が求められている。国別報告書は国別の包括的な報告書として、国別に合計した所得配分、利益、納税の状況・未払税金、確定資本金および利益剰余金、従業員数、有形資産額など共通のテンプレートについては事業体ごとに提出するとされていたものが各税管轄地ごとの情報提出に変更される。国別の情報開示のフレームワーク作りに、リスク評価のための十分な資料を提供し全ての国の税務機関による監督・審査にも閲覧できることを要求している。また多国籍企業グループ内の各事業体のバリューチェーン貢献度の評価も各税管轄地に提供するように要求している。

### ● 行動計画 15: 多国間協定の実行可能性

二国間租税条約を改正する多国間協定策定の実行可能性について報告することで、BEPS 行動計画の円滑な実施を促進する。多国間協定に関する報告書は性質的に多国的なため、二国間的な特徴を盛り込みながら租税条約を一括して改訂する多国間協定を早急に策定すべきであると提案している。当該プロジェクトはまだ見直し段階であるが多くの実現可能とみられている。

## 国家税務総局 (以下「税務総局」)の視点と見解

我々の税務総局との交流より、税務総局は、BEPS 成果物に対して大きな関心を示している。とりわけ、無形資産の取引ならびに国別の情報開示に対しては税源確保のための見直し案が多く提案されており期待も大きい様である。それは本年9月17日の税務総局のホームページ上にも、2014年成果物の中国語訳版を掲載し、その説明まで付しているほどである。

税務総局は、OECD モデル租税条約(MTC)に基づく無形資産の取引に関する移転価格ルールの見直し(BEPS 行動計画 8)についても、大方の暫定的指針を受け入れるはずである。中国の移転価格ルールに関する価値創出の主な目的は、ロケーションセービング(LSA)によって行われる関連者間取引に関する価格を比較検証対象に含ませるこ

とである。それは、今後も中国の移転価格税制との関係がますます緊密となることから、国連移転価格マニュアル第 10.3 章の中国実践編を応用して税務総局の取り組みを確立させるものとなる。

OECD 移転価格ガイドラインの改定に基づいた無形資産の取引においては、利益配分における法的所有と資金源問題の重要度を落としている。なぜなら、残余利益は多国籍企業グループ傘下の事業体の主な活動資源となり、資産の使用・開発を行う事業体に配分されることになるはずである。そのことから、税務総局の移転価格の国連マニュアルで提唱した論点とも一致するため、同ガイドラインに基づいて行われる利益配分の手法の適用に関して同マニュアル全体を見直すものと思われる。

上記のような方法が用いられる場合、多国籍企業のバリューチェーン上の各事業体は、無形資産の取引における開発、改良・維持・保護・利用に対して、その貢献度を理解する必要がある。なぜならこれは、移転価格分析の手法で偏重して採用される頻度が高い取引単位営業利益法からも大幅に乖離する。そのため、多国籍企業グループの資産と利益の配分という全世界的配布に関しても、国別の情報開示において共通して見直しされるため、税務総局が 2 号文で規定した中国の移転価格税制の改定とも方向性が一致していることから税務総局から歓迎されている。

## 多国籍企業と在中国投資者の取るべき次の行動に関する KPMG の提案

当面の急務は、外資系多国籍企業および中国の多国籍企業である中国の納税者にとって、中国での事業投資であれ、対外事業投資であれ、それが世界中の事業に影響することから、現在、タックスプランニングのストラクチャーを有している企業は、迅速に、見直しを行わなければいけない。

### 多国籍企業の全世界的利益配分

将来的に、外資系多国籍企業および中国の多国籍企業である中国の納税者にとって、潜在的に有償の無形資産をもたらす業務活動はいつそう厳しい審査を受けると思われる。とりわけ、それは商業活動の実態もない国外事業体との取引である。もっとも注目されているのは、税務機関が非定型の価値創出活動（一部の研究開発、ブランド確立または市場参入活動など）に従事するとみなされる中国の事業体が、契約条項によってリスク負担が解消されることによってもたらされるルーティン利益（研究開発のアウトソーシング、限定されるリスク配分など）のみを配分する問題である。中国の税務機関は、国外事業体の商業的事実とともに、その果たす機能が審査の重点にして、バリューチェーン全体の残余利益の大半を中国に帰属するように求めてくる可能性がある。これには、税務総局が移転価格の国連マニュアルに対する意見書においても明確化している。それは、2014 年 4 月に公布の「江蘇計画」と呼ばれ、中国税務機関が BEPS に対する公式な回答を行ったものであり、税務総局の総意を表明したものであると考えられる。また、中国の税務機関は、所謂「自主調整」を主体とする移転価格に関する調整手法に傾斜するようである（詳細は [本年 9 月号「チャイナタックスアラート、移転価格税務フォーカス第2回」](#)をご参照）。さらに、租税条約が締結されていない場合、納税者の自発的な調整方法に起因する二重課税の発生が懸念される。それは、将来のいずれかに移転価格紛争となって争われることが予想されるため、一部の多国籍企業にとっては、自社のタックスプランニングを見直した後、審査に備えた事前の準備となる移転価格算定の方法の変更や、中国との取引契約の締結など、これらを先行して移転価格に関する係争を回避させることを提案する。

### グループ内部におけるクロスボーダー決済

多国籍企業グループ内においては、中国に所在する事業体が支払ったサービス料およびロイヤリティに関して、損金算入処理が否認される件数が増えている。税務機関からの一般回答は、BEPS 行動計画が提言している「価値創出」の要件否認を理由としている。税務総局は、本年4月に国連の移転価格分科会に送付した意見書においても、関連者間取引において発生するサービス料に対し強硬な立場を固守しており、中国の受入企業がこれらサービス料に関連する取引で発生した利益に対して税務調査を実施する旨を主張している。なお、江蘇計画では、国外にあるサービス提供者の実在性が疑問視されている。税務総局は本年 7 月 29 日公布の 146 号通達（[2014 年 8 月「チャイナタックスアラート、移転価格税務フォーカス第1回」](#)ご参照）のとおり、大がかりな税務調査を開始

するため、地方税務機関に向けて、2004年から2013年の期間に中国の事業体が国外へ支払った多額のサービス料とロイヤリティーに対する審査を実施するよう指示を行った。さらに、中国の事業体による低税率の法的管轄の地域への取引の支払や、国外関連者が限定的な単一の機能しか果たしていない事案についても着眼している。

中国の税務機関は、国外関連者から提供されるサービスや特許などがもたらす付加価値に対する質疑に対しても、OECDのBEPS行動計画5の「有害な税制上の慣行への対抗」の内容に賛同している。この定義は、知的財産に対する税務優遇を評価する際に用いられるが、中国の税務機関は「有害な税制上の慣行への対抗」の定義と、OECDが非知的財産に関連する優遇税制のために策定した他の定義などを整合させて、中国の事業体が支払実体のない低税率の国外関連者から得た利益に対して質疑している。とりわけ知的財産の権利期間の満了あるいは中国の事業体も同じに利益貢献を果たしている場合の国外に向けたロイヤリティー支払に関する質疑では、行動計画8の移転価格ガイドランス(無形資産の移転価格ルール)の提案を支持している。また、税務機関は特許権・商標権などの知的財産権の譲渡あるいは低税率地域に所在する国外企業などに対しても大きく着目している。

中国の税務機関は、2014年10月より二国間の自発的な情報交換システム(Compulsory spontaneous rulings exchange system)が導入されることから今後、税務機関でも、行動計画の優遇税制に関するルーリング情報を検索することが可能となる。このことから、BEPS行動計画の情報交換制度の提案に基づいて、税務審査の将来計画には、対外的な取引における決済の在り方が税務審査の重点に移行すると予測される。さらに、関連する情報から、関連者間取引で発生してくるサービス料や支払利息、ロイヤリティーなどの国別の情報開示は、今回のOECDのBEPS行動計画に組み込まれていないが、中国の税務機関は、タックスネットワークに登録されている多国籍企業の国別の開示情報から有用な情報を探索する可能性が高い。2015年のBEPS提言の中でも、行動計画10のハイリスク取引(本社費を含む)に関する移転価格算定ルールの結果と価値創出の一致の確保のため対外的な取引決済がさらに追及されると予測される。そのため、多国籍企業はグループ全体に関する価格の決済メカニズム、知的財産の保有方針、シェアードサービスセンターとの取極めなどその継続性を見直す必要がある。

## その他—ハイブリッド・ミスマッチ、租税条約の濫用、恒久的施設(PE)

中国の税務機関による監督管理制度、外貨管理制度、税制度などの規定によって、従前に行われたハイブリッド・ミスマッチを利用したタックスプランニングの実現は今後には困難となることについては、それほど注目していない。これは税務総局は2013年に、性質的なミスマッチ(characterisation mismatches)により非課税となった場合、取引に関する国外への支払いに対して税額控除の申請を否認すると非公式的に発表しており、この扱いが今では正式なものになったただけだからである(146号通達の審査対象となる可能性が高い)。

この数か月、中国の投資者が外国で行う投資活動のケースが中国税務当局から注目されている。それは税務総局が本年7月に38号公告(本年9月1日より発効)を公布しており、同公告では、中国企業は自らが支配している国外企業の持分(2014年8月号「[チャイナタックスアラート第23回](#)」をご参照)を報告しなければならないと定めている。これはBEPSハイブリッド・ミスマッチによるCFCルールに関する提言をもって、同様に、税制の更新を予定している中国版のCFC税制にも収められると思われる。また、ハイブリッド譲渡の税務上の利益を制限するため、国外の優遇措置もおそらく改定されることが予測される。しかも、江蘇計画に従って、CFC税制の対象となるクロスボーダー取引、とりわけ国外の知的財産権の譲渡が最大の関心事となる。したがって、中国の外資系多国籍企業は、国外への投資活動を実行する場合の影響を再度検討しておくことを提案する。

租税条約の濫用防止協定で提案された具体的な提言は、中国の税務機関と関係がなさそうに思われる。取引の利益を制限することに関しては、中国税務総局による601号公告で商業的実体の有無から、受益者を認定する傾向である。また、所在地国の一般的な租税回避防止規定の運用(関連規定の運用を確保するための条約条項を策定する)により租税条約の濫用状況についてもモニタリングを行っている。

また、配当金に対する源泉税の徴収減免の措置の最短期間に関する提案と、土地資産の評価に持分の測定法として採用される収益還元法(ルックバックアプローチ)のいずれ

も中国の租税条約に反映されると思われる。BEPS行動計画は「第三国のペーパーカンパニーに関与することに反対する」との中国の態度を支持している。それらのペーパーカンパニーは、オフィス用地、有形固定資産、従業員数などでも実体がない、または全く有していないなど現行の二国間の租税協定の恩恵を得るには困難性をもたらすものとなる。

中国では、電子ビジネスの環境におけるクロスボーダー取引が規制されているため、行動計画1のデジタル経済における電子商取引と他のデジタルビジネスに関するタックスプランニングでは欧州で引き起こされた事案が多いが、中国に及ぼす影響はさほどではない。それでも、中国は特別作業班を編成してデジタル経済における移転価格と増値税(付加価値税、VAT)問題、クロスボーダー・コンサルティング・サービスに対する課税権(江蘇計画で問題視される)などについて調査・研究している。また、行動計画7で提案された恒久的施設の見直しから、準備的と補助的活動の免税の適用に関する対象範囲が限定されるため、中国と取引関係を有する多国籍企業に大きな影響を及ぼすことから関連する企業は早急に対応策を検討されることを提案する。

**Khoonming Ho**

Partner in Charge, Tax  
China and Hong Kong SAR  
Tel. +86 (10) 8508 7082  
khoonming.ho@kpmg.com

**Beijing/Shenyang**

**David Ling**  
Partner in Charge, Tax  
Northern China  
Tel. +86 (10) 8508 7083  
david.ling@kpmg.com

**Qingdao**

**Vincent Pang**  
Tel. +86 (532) 8907 1728  
vincent.pang@kpmg.com

**Shanghai/Nanjing**

**Lewis Lu**  
Partner in Charge, Tax  
Central China  
Tel. +86 (21) 2212 3421  
lewis.lu@kpmg.com

**Chengdu**

**Anthony Chau**  
Tel. +86 (28) 8673 3916  
anthony.chau@kpmg.com

**Hangzhou**

**John Wang**  
Tel. +86 (571) 2803 8088  
john.wang@kpmg.com

**Guangzhou**

**Lilly Li**  
Tel. +86 (20) 3813 8999  
lilly.li@kpmg.com

**Fuzhou/Xiamen**

**Maria Mei**  
Tel. +86 (592) 2150 807  
maria.mei@kpmg.com

**Shenzhen**

**Eileen Sun**  
Partner in Charge, Tax  
Southern China  
Tel. +86 (755) 2547 1188  
eileen.gh.sun@kpmg.com

**Hong Kong**

**Karmen Yeung**  
Tel. +852 2143 8753  
karmen.yeung@kpmg.com

**Northern China**

**David Ling**  
Partner in Charge, Tax  
Northern China  
Tel. +86 (10) 8508 7083  
david.ling@kpmg.com

**Vaughn Barber**

Tel. +86 (10) 8508 7071  
vaughn.barber@kpmg.com

**David Chamberlain**

Tel. +86 (10) 8508 7056  
david.chamberlain@kpmg.com

**Tony Feng**

Tel. +86 (10) 8508 7531  
tony.feng@kpmg.com

**John Gu**

Tel. +86 (10) 8508 7095  
john.gu@kpmg.com

**Helen Han**

Tel. +86 (10) 8508 7627  
h.han@kpmg.com

**Josephine Jiang**

Tel. +86 (10) 8508 7511  
josephine.jiang@kpmg.com

**Kevin Lee**

Tel. +86 (10) 8508 7536  
kevin.lee@kpmg.com

**Li Li**

Tel. +86 (10) 8508 7537  
li.li@kpmg.com

**Thomas Li**

Tel. +86 (10) 8508 7574  
thomas.li@kpmg.com

**Simon Liu**

Tel. +86 (10) 8508 7565  
simon.liu@kpmg.com

**Paul Ma**

Tel. +86 (10) 8508 7076  
paul.ma@kpmg.com

**Alan O'Connor**

Tel. +86 (10) 8508 7521  
alan.oconnor@kpmg.com

**Vincent Pang**

Tel. +86 (10) 8508 7516  
+86 (532) 8907 1728  
vincent.pang@kpmg.com

**Shirley Shen**

Tel. +86 (10) 8508 7586  
yinghua.shen@kpmg.com

**Joseph Tam**

Tel. +86 (10) 8508 7605  
laiyiu.tam@kpmg.com

**Anni Wang**

Tel. +86 (10) 8508 7518  
anni.wang@kpmg.com

**Michael Wong**

Tel. +86 (10) 8508 7085  
michael.wong@kpmg.com

**Jessica Xie**

Tel. +86 (10) 8508 7540  
jessica.xie@kpmg.com

**Irene Yan**

Tel. +86 (10) 8508 7508  
irene.yan@kpmg.com

**Sheila Zhang**

Tel. +86 (10) 8508 7507  
sheila.zhang@kpmg.com

**Tiansheng Zhang**

Tel. +86 (10) 8508 7526  
tiansheng.zhang@kpmg.com

**Tracy Zhang**

Tel. +86 (10) 8508 7509  
tracy.h.zhang@kpmg.com

**Abe Zhao**

Tel. +86 (10) 8508 7096  
abe.zhao@kpmg.com

**Eric Zhou**

Tel. +86 (10) 8508 7610  
ec.zhou@kpmg.com

**Central China**

**Lewis Lu**  
Partner in Charge, Tax  
Central China  
Tel. +86 (21) 2212 3421  
lewis.lu@kpmg.com

**Anthony Chau**

Tel. +86 (21) 2212 3206  
anthony.chau@kpmg.com

**Cheng Chi**

Tel. +86 (21) 2212 3433  
cheng.chi@kpmg.com

**Cheng Dong**

Tel. +86 (21) 2212 3410  
cheng.dong@kpmg.com

**Chris Ho**

Tel. +86 (21) 2212 3406  
chris.ho@kpmg.com

**David Huang**

Tel. +86 (21) 2212 3605  
david.huang@kpmg.com

**Dylan Jeng**

Tel. +86 (21) 2212 3080  
dylan.jeng@kpmg.com

**Ho Yin Leung**

Tel. +86 (21) 2212 3358  
ho.yin.leung@kpmg.com

**Sunny Leung**

Tel. +86 (21) 2212 3488  
sunny.leung@kpmg.com

**Michael Li**

Tel. +86 (21) 2212 3463  
michael.y.li@kpmg.com

**Christopher Mak**

Tel. +86 (21) 2212 3409  
christopher.mak@kpmg.com

**Henry Ngai**

Tel. +86 (21) 2212 3411  
henry.ngai@kpmg.com

**Brett Norwood**

Tel. +86 (21) 2212 3505  
brett.norwood@kpmg.com

**Yasuhiko Otani**

Tel. +86 (21) 2212 3360  
yasuhiko.otani@kpmg.com

**Amy Rao**

Tel. +86 (21) 2212 3208  
amy.rao@kpmg.com

**John Wang**

Tel. +86 (21) 2212 3438  
john.wang@kpmg.com

**Jennifer Weng**

Tel. +86 (21) 2212 3431  
jennifer.weng@kpmg.com

**Henry Wong**

Tel. +86 (21) 2212 3380  
henry.wong@kpmg.com

**Grace Xie**

Tel. +86 (21) 2212 3422  
grace.xie@kpmg.com

**Bruce Xu**

Tel. +86 (21) 2212 3396  
bruce.xu@kpmg.com

**William Zhang**

Tel. +86 (21) 2212 3415  
william.zhang@kpmg.com

**Michelle Zhou**

Tel. +86 (21) 2212 3458  
michelle.b.zhou@kpmg.com

**Southern China**

**Eileen Sun**  
Partner in Charge, Tax  
Southern China  
Tel. +86 (755) 2547 1188  
eileen.gh.sun@kpmg.com

**Penny Chen**

Tel. +86 (755) 2547 1072  
penny.chen@kpmg.com

**Vivian Chen**

Tel. +86 (755) 2547 1198  
vivian.w.chen@kpmg.com

**Sam Fan**

Tel. +86 (755) 2547 1071  
sam.kh.fan@kpmg.com

**Ricky Gu**

Tel. +86 (20) 3813 8620  
ricky.gu@kpmg.com

**Angie Ho**

Tel. +86 (755) 2547 1276  
angie.ho@kpmg.com

**Jean Jin Li**

Tel. +86 (755) 2547 1128  
jean.j.li@kpmg.com

**Lilly Li**

Tel. +86 (20) 3813 8999  
lilly.li@kpmg.com

**Kelly Liao**

Tel. +86 (20) 3813 8668  
kelly.liao@kpmg.com

**Donald Lin**

Tel. +86 (20) 3813 8680  
donald.lin@kpmg.com

**Grace Luo**

Tel. +86 (20) 3813 8609  
grace.luo@kpmg.com

**Maria Mei**

Tel. +86 (592) 2150 807  
maria.mei@kpmg.com

**Michelle Sun**

Tel. +86 (20) 3813 8615  
michelle.sun@kpmg.com

**Bin Yang**

Tel. +86 (20) 3813 8605  
bin.yang@kpmg.com

**Lixin Zeng**

Tel. +86 (20) 3813 8812  
lixin.zeng@kpmg.com

**Hong Kong**

**Ayesha M. Lau**  
Partner in Charge, Tax  
Hong Kong SAR  
Tel. +852 2826 7165  
ayasha.lau@kpmg.com

**Chris Abbiss**

Tel. +852 2826 7226  
chris.abbiss@kpmg.com

**Darren Bowdern**

Tel. +852 2826 7166  
darren.bowdern@kpmg.com

**Yvette Chan**

Tel. +852 2847 5108  
yvette.chan@kpmg.com

**Rebecca Chin**

Tel. +852 2978 8987  
rebecca.chin@kpmg.com

**Matthew Fenwick**

Tel. +852 2143 8761  
matthew.fenwick@kpmg.com

**Barbara Forrest**

Tel. +852 2978 8941  
barbara.forrest@kpmg.com

**Stanley Ho**

Tel. +852 2685 7296  
stanley.ho@kpmg.com

**Daniel Hui**

Tel. +852 2685 7815  
daniel.hui@kpmg.com

**Charles Kinsley**

Tel. +852 2826 8070  
charles.kinsley@kpmg.com

**John Kondos**

Tel. +852 2685 7457  
john.kondos@kpmg.com

**Kate Lai**

Tel. +852 2978 8942  
kate.lai@kpmg.com

**Alice Leung**

Tel. +852 2143 8711  
alice.leung@kpmg.com

**Steve Man**

Tel. +852 2978 8976  
steve.man@kpmg.com

**Ivor Morris**

Tel. +852 2847 5092  
ivor.morris@kpmg.com

**Curtis Ng**

Tel. +852 2143 8709  
curtis.ng@kpmg.com

**Kari Pahlman**

Tel. +852 2143 8777  
kari.pahlman@kpmg.com

**Benjamin Pong**

Tel. +852 2143 8525  
benjamin.pong@kpmg.com

**Malcolm Prebble**

Tel. +852 2684 7472  
malcolm.j.prebble@kpmg.com

**David Siew**

Tel. +852 2143 8785  
david.siew@kpmg.com

**John Timpany**

Tel. +852 2143 8790  
john.timpany@kpmg.com

**Wade Wagatsuma**

Tel. +852 2685 7806  
wade.wagatsuma@kpmg.com

**Lachlan Wolfers**

Tel. +852 2685 7791  
lachlan.wolfers@kpmg.com

**Christopher Xing**

Tel. +852 2978 8965  
christopher.xing@kpmg.com

**Karmen Yeung**

Tel. +852 2143 8753  
karmen.yeung@kpmg.com

**Adam Zhong**

Tel. +852 2685 7559  
adam.zhong@kpmg.com